

地上デジタル放送の 難視聴対策の現状と課題

箴島 専・佐々木学・松村宗臣
竹村敏彦・森脇祥太



▶ 1 調査研究の目的と概要

地上アナログテレビジョン放送の停波が2011年7月24日に予定されている。^(注1) 今後、約3年の間に、アナログ波の停波に関しては、デジタル受信機の普及に関連しての議論も行われることと考えられるが、本調査研究の論点として、デジタル波の難視聴問題に焦点を当てる。

地上アナログテレビジョン放送においても、NHK、民間放送ともに難視聴問題は存在し、地域における共聴施設の設置等により、対応が行われている。地上デジタルテレビジョン放送の受信環境は順次整備されているところであるが、仮にアナログ波の停波までに難視聴問題が完全に解消されない場合に、どのような解決方法がありうるのかを、地域の実情に応じて調査し、考察を行うことが本稿の目的である。

地域の実情を調査するにあたっては、市町村役場の情報通信政策担当者、地域自治会等、住民に対する訪問調査を行った。

地上デジタルテレビジョン放送の難視聴対策の方策としては、具体的には、共聴施設の設置、他の伝送手段による再送信（CATV、IP網、BS放送、CS放送）が存在する。

本稿において、訪問調査を行った地域においては、これらの方策について、地域の実情に応じた利用可能性について聴取した。なお、訪問調査を行った地域については、地上アナログテレビジョン放送の難視聴問題を従前に有している地域を対象に行ったものであるが、地上デジタルテレビジョン放送においても同様の難視聴問題が生じるかどうかについて予断を行ったものではなく、あくまで、仮定の議論を行ったものである。

▶ 2 訪問調査の方法

訪問調査を行ったのは、合計13自治体である。

これら訪問調査先の選定に際しては、総務省の公表資料（地上デジタルテレビ放送に関する公開情報 Web ページ）に基づき、現在の地上アナログテレビジョン放送において難視聴世帯を有している自治体について、地理的特性、人口規模等を鑑みて、候補を絞った上で、訪問調査への協力依頼を行ったものである。協力依頼時においては、地上デジタルテレビジョン放送における難視聴問題の発生可能性の有無には関係のない依頼理由であることを説明した。

なお難視聴の要因としては、自然条件によるものに絞り、大規模な建築物による難視聴については、今回は割愛を行った。

難視聴地域の地理的特性としては、大きく、山地や高原が地域の相当部分を占めるような地形的問題と、離島など距離的な隔絶の問題の二つがあると考えた。

このため、前者については、地理的なバランス（北海道、関東、中国、四国、九州）を考えて、11自治体の訪問を行った。また、後者については、2自治体の訪問を行うとともに、うち1自治体については重点的にほぼ全戸の聞き取り調査を行った。

また、さらに、山地や高原が地域の相当部分を占める11自治体については、難視聴対策の制約要因を検討する上での諸条件について、自治体の特徴が分散するようにした。

第一には、自治体の面積、世帯、人口、規模等の観点である。まず、自治体の面積が大きく、一方で世帯数、人口が少ない自治体を2箇所、選定した。北海道むかわ町は、面積が約713平方kmで世帯数は4,508であり、人口密度は、約14人/平方kmである（2008年11月末現在）。また、北海道平取町は、面積が約743平方kmで世帯数は2,635であり、人口密度は、約8人/平方kmである（2008年9月末現在）。むかわ町は、東西及び北部の三方が日高山脈系の外縁部に囲まれ、南部は太平洋に面している。また、平取町も日高山脈の最高峰である幌尻岳を有する地形条件にある。このような地形条件もさることながら、広大な面積と低い人口密度の故にネットワークの敷設が、特に難しいものとの予測を行った。次に、北海道の2町との比較の観点から、それほど面積が大きくなく、人口密度も比較的高い自治体を3箇所、選定した。群馬県高山村は、面積が約64平方kmで、世帯数は1,295であり、人口密度は、約65人/平方kmである（2008年12月1日現在）。南北に1,000m級の山々が連なる高原地帯である。群馬県中之条町は、面積が約236平方kmで、世帯数は6,098であり、人口密度は、約74人/平方kmである（平成19年4月1日現在）。森林が面積の約8割を占めており、盆地、河岸段丘、丘陵地などが入りくんでいる。群馬県東吾妻町は、面積が約254平方kmで、世帯数は5,850であり、人口密度は、約66人/平方kmである（平成20年12月1日現在）。周囲を1,000m級の山々で囲まれている。最後に、比較的世帯数、人口が多い自治体として、岡山県備前市、岡山県高梁市を選定した。両市とも平地に乏しいための難視聴問題を有している。備前市は、面積が約258平方kmで、世帯数は15,779であり、人口密度は、約158人/平方kmである（平成18年3月31日現在）。高梁市は、面積が約547平方kmで、世帯数は15,325であり、人口密度は、約71人/平方kmである（平成17年国勢調査による）。

第二には、県内の中核地域からの遠隔の度合いである。北海道、群馬の4町村は、それぞれ、札幌市、高崎市という県庁所在地から相当の移動距離、時間を要する。これに対して、中核市から空間的には至近ながら、特殊な地理条件により、難視聴問題が存在する自治体として、愛媛県久万高原町を訪問した。同町は国道33号線を進み、隣接の松山市中央部から約34kmの位置にあり、車両での移動の場合、所要時間は30分程度に過ぎないが、標高1,000mを超える四国山地に囲まれた山間の地域である。なお、面積は約584平方kmで、世帯数は5,084であり、人口密度は、約18人/平方kmである（2008年11月末現在）。

第三には、これまでの情報通信インフラの整備に関する政策的な課題について特徴を有している自治体を選定した。大分県九重町は、福岡県の地上テレビジョン放送局の区域外再送信の問題^(注2)に関連する自治体として選定を行った。地形的には、800mから1,800m弱の山地に囲まれている。面積は約271平方kmで、世帯数は3,638であり、人口密度は、約41人/平方kmである（平成17年国勢調査による）。同じく大分県杵珠町は、溪谷に挟まれた盆地を有しており、面積は約286平方kmで、世帯数は6,327であり、人口密度は、約64人/平方kmである（平成17年国勢調査による）。また、県全体として、ブロー

ドバンド網の整備を自治体で推進している徳島県について、美馬市を選定した。面積のほとんどが山地で、総面積の約8割が森林となっている。面積は約367平方kmで、世帯数は12,833であり、人口密度は、約92人/平方kmである（平成20年12月1日現在）。

以上の11自治体に対し、距離的な隔絶が問題となる離島地域として、鹿児島県三島村、十島村の2自治体を選定した。

三島村は薩摩半島南端の長崎鼻から南南西約40kmの位置にある竹島、硫黄島、坊ノ岬から南西約50kmの位置にある黒島の三島、その他の及び無人島から成り立っている。九州本島との交通路は、週3回の村営フェリーのみである。総面積は約31平方km、世帯数は213、人口は406人である（2008年12月1日現在）。

十島村は、屋久島と奄美大島の間、7つの有人島と5つの無人島で成り立っている。北端から南端までで約160kmに及んでいる。鹿児島市内からの村営フェリーの航路距離は、北端（口之島）まで204km、南端（宝島）まで334kmである。総面積は約101平方km、世帯数は365、人口は663人である（2004年3月31日現在）。

▶ 3 訪問調査結果の概要

上記の自治体について、訪問順に概要を記す。

なお、これら自治体において、訪問当時に計画中、検討中であったプロジェクトのその後の進捗については、別途再調査を予定しているが、本稿では訪問時のインタビュー結果として整理を行ったものであり、最新の状況と必ずしも一致しない。

①鹿児島県十島村役場（同村平島訪問については、④参照）

同村役場を2007年11月に訪問し、副村長、村議会事務局長へのインタビューを行った。なお、後日、特に課題の大きい同村平島地区において、長期の訪問調査を実施することとなった。

（概要）

地デジ中継局整備費1億5,000万円については、予算化を達成した。最北部の口之島は鹿児島枕崎から電波を受信予定である。その他の島については、まず種子島、屋久島からの電波を中之島にて受信し、一旦中之島から奄美大島へ中継。奄美大島から再度トカラ列島に向けて送信予定である。

平島は奄美大島からの電波を受信できるかどうか不明であるが、その他の島については、ほぼ受信できる見込みである。

中之島、悪石島、宝島にはNTTが引いた海底ケーブルが陸揚げされているが、奄美大島への中継点となっているだけで、十島村は使用することができない。奄美大島は、戦後米軍治世下にあったとの理由から、特別措置により、海底ケーブルの使用が認められている。また、仮に使用したとして、ランニングコストが年間5,000万円程必要となる。島民630人から、8,000万円程の税収しかないため、独自財源では財政的に対応できない。

②鹿児島県三島村役場

同村役場を2007年11月に訪問し、村議会事務局長へのインタビューを行った。

（概要）

大里（黒島）及び竹島の2つの地上アナログ放送用共聴設備は村が構築した。硫黄島及び片泊（黒島）の2つの地上アナログ放送用共聴設備はNHKが構築した。三島村が構築した大里及び竹島の設備について、県の補助事業として、地上デジタルテレビ

放送用共聴設備へ改修中である。但し、大里の設備では、NHK 総合放送及び鹿児島放送の受信ができないことが判明したため、受信点を変更する必要がある。大里の受信点の変更工事が終われば、全島にて全地上デジタル放送の受信が可能である。受信点から島内への配信は県からの補助金を使い、有線で配信する。三島村は十島村のように、海底ケーブルが引かれていない。現在は無線 LAN で 40km 程飛ばせる技術があると聞いており、枕崎から無線 LAN でつなぐ方法を考えている。県や大学の協力を得て、来年実証実験を行う予定である。

③大分県九重町役場

同町役場を 2007 年 11 月に訪問し、企画調整課へのインタビューを行った。

(概要)

地上アナログ放送の共聴施設は、現在町内に 36 箇所（うち、自主共聴設備 32 箇所、NHK による共聴設備 4 箇所）。共聴設備の 3 割程度は、福岡県の放送（北九州皿倉山からの送信波）を受信している。地デジの難視聴は、町営の CATV により補完することを決定した（2008～2009 年にかけて整備）。町内の全世帯が加入可能となるよう整備する見込みである。2007 年 10～11 月にかけて住民説明を行い、加入を促した。料金は現在検討中だが、住民には上限 1,050 円と説明した。費用の 1/3 は総務省による補助金^(注3)を利用する。九重町はブロードバンド・ゼロ地域であり、地デジの難視聴補完よりも、デジタルデバインドの解消の方が先行していた。デジタルデバインド解消のための方法として、CATV を採用した。CATV のチャンネルは、大分県の地上テレビジョン放送の再送信、福岡県の地上テレビジョン放送の再送信、自主放送から構成予定である。九重町は福岡からの観光客が多く、ホテル等で福岡の放送へのニーズが多い。高齢者が多いため、多チャンネルは時代劇等、チャンネルを絞ってわかりやすく基本チャンネルに組込む予定である。CS デジタル放送のように選択肢が多いと、逆に加入率が下がる恐れがある。

④大分県玖珠町

同町役場を 2007 年 11 月に訪問し、企画財政課へのインタビューを行った。

(概要)

現在、地上アナログテレビ放送用の共聴施設は町内に 3 箇所あるが、共聴組合から民間事業者（電器店等）に対して管理請負の契約がなされており、町役場として主体的には関与していない。その他にも難視聴地域は数多く存在すると思われるが、住民の対応状況について把握はしていない。難視聴問題の今後の見通しや対応方策の検討は今後の課題である。

⑤北海道むかわ町役場穂別支所

同支所を 2008 年 2 月に訪問し、同町地域振興課へのインタビューを行った。また、併せて地域住民の代表者（共聴組合長及び観光業関係者等）に対して個別にインタビューを行った。

(概要)

ア 町役場

地デジ難視聴の回避に係る検討は、合併前の平成 14 年から開始。検討を開始してからの経緯は以下の通りである。

平成 14 年度：地域情報化構想が支所内で持ち上がる。支所内において情報化推進会議を組成。

平成 15 年度：共聴組合と地デジ難視聴問題等についての検討を開始。

平成 16 年度：共聴施設等において電界強度等の調査を実施。地デジ受信不可能地点が出てくるとの結論。地デジ難視聴地域が出てくることについて住民説明開始（町の方針は未決定）。農林水産省の補助金^(注4)について知る。光ファイバを敷設することを決定。

平成 17 年度：地域情報化推進会議（住民を含めた会議）を組成。

平成 18 年度：敷設工事開始。

平成 19 年度：全 1,500 世帯中 250 世帯においてサービスの提供を開始。

平成 20 年度：穂別地区全戸に敷設完了予定。

農林水産省の補助を使った敷設総事業費は、15 億円である。地上テレビジョン放送の再送信は、IP によらず、FM 一括変換方式^(注5)である。光ファイバの設置・所有者はむかわ町であり、NTT に IRU 方式で提供する。住民へのサービス提供は NTT が行う。テレビサービスの利用料は、1,200 円 / 月である。インターネットの利用は別途契約が必要であり、ビジネスタイプ：4,250 円 / 月、マンションタイプ 6,050 円 / 月である。情報端末装置は自治体が住民に無償で提供する。防災情報、農業情報等が取得できる他、加入者間同士（原則、穂別地区全戸）であれば、無料でテレビ電話が利用できる。

CATV 方式での提供も考えたが、むかわ町は南北約 35km にわたって集落が分散しており、CATV 方式で敷設することは不経済である。スカパー等の番組を組込むことは、農業の振興にはつながらないので、補助を使うのは難しいと考えた。

イ 住民代表 1

町内には 13 の共聴施設が存在する。うち、NHK 構築設備 2 箇所、住民構築設備（道費補助有り）11 箇所である。地上アナログ放送用の共聴設備は木造が多く、老朽化が進んでおり、改修しても維持費が高くつくとの懸念がある。地上アナログ放送用共聴設備を改修する費用に対する補助はなく、自治体や住民で負担することは不可能である。平成 16 年度の電界強度等の調査により、現在の受信点では地デジを受信できないとの結論が出たため、共聴設備の改修をあきらめ、光ファイバの敷設を決定した経緯がある。

ウ 住民代表 2

町内ではインターネット利用のニーズが多く、光ファイバの敷設は非常にありがたい。町内で数年前からゼネコンが高速道路建設工事を進めており、ISDN を使って本社へのデータの送受信を行っているが、高速インターネットの導入を切に訴えていた。若者の間ではインターネットのニーズが非常に高い。

エ 住民代表 3

これまでの共聴設備は積雪があると、ケーブルが切断されたりして、テレビを視聴できないことがよくあった。その意味では、光ファイバによる伝送は良いのではないか。町が先駆的に取り組んでいるので、町民としては非常に助かっている。

⑥北海道平取町

同町役場を 2008 年 2 月に訪問し、町づくり振興課へのインタビューを行った。

（概要）

平取町は中継局の新設及び共聴施設の改修により、地デジ難視聴に対応予定。新設及び改修のスケジュールは以下の通りである。

2008 年秋 平取町による中継局の新設。（新設の中継局にて町内はある程度カバー可能）

2009年 放送局による中継局の新設。現在の共聴施設で受信できるかどうか調査が必要。共聴施設の改修開始。

平取町により新設した中継局は放送局に無償で貸与しているが、維持管理費が別途発生する。地上アナログ放送用の共聴施設は、共聴組合を作って負担し、町も一部負担を行っている。地域の住民はローカルの情報を望んでいる。BSによるセーフティネットについては、その点での懸念がある。ブロードバンド環境は、ISDNがかるうじて引かれている程度で、町民からは整備の要望がある。

⑦愛媛県久万高原町

同町役場を2008年3月に訪問し、総務課及び産業振興課へのインタビューを行った。また、併せて観光業関係者など住民の方数名に対して、個別にインタビューを行った。
(概要)

現在の地上アナログ放送の共聴設備は、60箇所であり、うち、NHKの整備によるものが24箇所、自治体整備によるものが36箇所である。自治体整備分については、自主共聴であり、基本的には住民が構築費、維持費を負担しているが、町も一部負担を行っている。地デジ中継局は、町内に2箇所(久万、美川)。整備は基本的に町の予算で行い、一部国、県等の補助金を充てる。

久万高原町は、地形的制約から、CATV、光ファイバ等を敷設することは困難である。BSのセーフティネットについて、自治体、住民とも国の検討状況は把握しておらず、このインタビューではじめて認識したが、ひとつの方法ではないか。

現在共聴設備の維持費として住民は、毎月1,000円程度払っている。今後住民が減ると、共聴設備の維持費が上がるため、CSで例えば3,000円程度払って地デジも同時に見られるのであれば、そちらのほうがよいという判断はある。住民もCSに3,000円程度支払うことに対して、それほど抵抗はないと思われる。

⑧徳島県美馬市

同市役所を2008年3月に訪問し、情報電算課へのインタビューを行った。
(概要)

美馬市は平成18年に「美馬市地域情報化プラン」を策定している。平成18年度より3ヵ年計画で、美馬市広域ネットワークの整備等を進め、地デジの難視聴対策についても、当該プランの一環として、光ファイバの活用により対応する。プランの実施には、総務省(過疎債)、徳島県の補助金を活用する。総事業費は、イントラネットの整備を含めて40億円程である。

具体的には、市が敷設した光ファイバをIRU方式で、民間事業者に提供。地デジの難視聴対策だけでなく、行政の情報化促進、消防・防災、保健・医療・福祉、教育環境の整備等、総合的に町づくりに活用する。当該プランについて、住民向け説明会を2007年度から50回以上実施している。

アナログ共聴設備は現在50数箇所。組合からの要望により、解体はしない。地デジの難視聴対策を行うにしても、通信格差の是正が第一であり、その観点からは、いずれは光ファイバを敷設する時が来る。CATVで対策を講じるよりは、光ファイバの整備を行ったほうが将来的に良い。

⑨群馬県高山村

同村役場を2008年3月に訪問し、地域振興課へのインタビューを行った。また、地元住民代表者(共聴組合長)に対して個別のインタビューを行った。

(概要)

従前は、電力会社所有の送電線設備による電波障害を原因として、電力会社の負担によって、共聴施設が維持されてきた。そのため、共聴組合は存在するが、費用負担は存在しない。一方、地上デジタルテレビジョン放送については、技術的には、このような電波障害が問題とならないため、電力会社による共聴施設の維持がなされないのではないかという見方がある。^(注6)この場合、これまで、費用負担を行ってこなかった共聴組合が、新たに費用負担を行って地上デジタル放送の共聴施設を維持するのは困難が予想される。費用負担がなかったこともあり、共聴組合の活動は活発ではなく、急に体制整備をするのは難しい。

そのため、BSによる再送信は歓迎したい。在京キー局の番組のみであっても、ローカルの情報には他にも入手方法があるので、大きな問題ではない。CSによる再送信は、自己負担が生じるという点で、あまり望ましくない。

⑩群馬県中之条町

同町役場を2008年3月に訪問し、行革推進課へのインタビューを行った。

(概要)

高山村と同じ問題が発生しているが、住民のニーズや産業振興も含めて長期的に考えれば、地上デジタルテレビジョン放送の問題も含め、町内に光回線の敷設を行うことが必要であると考えている。

このため、NTT東日本に対して、整備の要望を行ったところ、町内の3分の1相当の世帯について、光回線の契約が見込めれば着手の可能性があるとのことであるので、現在、町内の契約可能性のとりまとめを町役場により行っているところである。光回線整備を優先的に考えている。

⑪群馬県東吾妻町

同町役場を2008年3月に訪問し、企画課へのインタビューを行った。

(概要)

高山村と同じ問題が発生しているが、難視聴解消は基本的には放送事業者側の責任であり、放送事業者側に要望を行いながら、解決を図っていく方針である。

なお、合併による旧町村の中には、自治体による光回線設置を行っているものもある。合併後も役場支所としての施策として実施をしているものもあり、町内でも施策に差異があるが、現在の町全体としては、特に関係の施策を考えていない。

⑫岡山県備前市

同市役所を2008年3月に訪問し、企画課へのインタビューを行った。また、地元共聴組合に対してもインタビューを行った。

(概要)

備前市の基本的な考え方は、地デジ対策は国と放送事業者がすべきことであるというもの。しかしながら、放送局の自助努力がほとんど見られず、また国もまた対応が遅いというのが現実である。一方で、市としては地デジ対策を何もしないというわけにはいかない。近隣県の放送局との電波干渉の問題が懸念されているために、調査を行っている。また、住民から問い合わせがあり、住民との意見交換を行うために住民説明会を数度開催している。要望としては、セーフティネットが使えるものになればいい。住民がテレビを見る手段がなくなることが問題なので、それが現実にならないようにする必要があると考えている。補助や助成金に関して、上述したような

基本的な考えがあるために、各共聴組合が県や市に要望しても、議会で対策に関する条例について検討されていない。そのために、組合として、これらからの補助を得ることは現在のところ難しい。また、国に対して共聴施設の改修のための交付申請をしようとしても、制度としては100万円以上からの申請が多く、逆に少額の申請が難しいために、申請できずに十分な対応ができていない共聴施設もある。

⑬岡山県高梁市

同市役所を2008年3月に訪問し、企画課へのインタビューを行った。

(概要)

高梁市には、アナログからデジタルへ移行することで新たな難視聴地域が山間部（具体的には、川上・備中地域）に発生することが懸念事項としてある。これらの地域は、現在、共聴施設を利用している。今後、これらの共聴施設を改修したとしても、一部テレビ放送を視聴できない地域が想定されている。そのために、共聴施設を改修していくというより、今は市内中心部で展開している吉備ケーブルテレビ（第三セクター方式で運営している）を市全体に拡大していく計画である。なお、この計画は、農水省や総務省からの各種交付金や補助を前提に考えており、もしこれらが活用できない場合、今後方針転換することも可能性として残っている。また、実現したとしても価格面での問題はある。現在、総務省から情報収集をしている。

地デジ対策は国策であるために、市町村は関係ないという感もあるが、「切り捨て」をしたくないということと、（インターネット・ブロードバンドも合わせて利用できるように）住民がケーブルテレビを望んでいるということを考慮したものである。

以上の13の自治体への訪問インタビューの結果について、対策の状況と今後の検討予定について類型化を行えば、以下のとおりである。

- A 光回線を主体的に整備するもの
北海道むかわ町、徳島県美馬市
- B 光回線の整備を民間事業者に働きかけるもの
群馬県中之条町
- C CATVを主体的に整備するもの
大分県九重町、岡山県高梁市
- D 共聴施設の逐次改修等によるもの及びその他
鹿児島県十島村、鹿児島県三島村、大分県玖珠町、北海道平取町、愛媛県久万高原町、群馬県高山村、群馬県東吾妻村、岡山県備前市

今回の自治体訪問は、統計的な抽出方法によらず、13箇所的事例調査であり、全国的な傾向を把握することが目的ではない。しかしながら、北海道むかわ町のように、自治体自身の判断で、インフラ整備において13箇所中でも不利な条件を重ねて有する自治体が光回線を主体的に整備する方策を採用していることは意外な調査結果であったといえる。CATVについても、大分県九重町のように区域外再送信問題と関連しての整備方針を有する例、岡山県高梁市のように既存のエリアの拡張による対応を行う例など、類似条件の他の自治体と異なったイニシアティブが独自に発揮されている自治体もある。また、実際の訪問箇所以外でも、相当数の自治体に電話による予備的なヒアリングを行ったが、自治体の施策により、CATVあるいは光回線の設置を行い、高速インターネット等についてのデジタルデバイドの解決も含めた計画を有している場合については、自治体職員は極めて意欲的に取り組んでおり、地上デジタル放送の難視聴の問題についてのみ政策を云々するのは既に遅れた段階であるとの感想も少なからずあった。

一方で、共聴施設の逐次改修の途上にあるなどの自治体においては、難視聴解消の問題について、国や放送事業者による解決を要望する意見があり、光回線等の独自のインフラ敷設を行っている自治体を除けば、共聴施設の改修の進捗の程度の違いはあるが、いわゆるセーフティネットへの期待は大きい。具体的には、BSによる再送信については、標準画質であること、データ放送がないことという制約、在京キー局の番組であることによるローカルニュース等の欠落という点を踏まえても、現実的な解決方法として歓迎するとの受け止め方もある反面で、ローカルニュースの欠如については、気象情報を中心にローカルニュースの必要性があるとの理由で、否定的な回答もあった。画質、データについては、仮に地上デジタル放送の本来のスペックより劣る再送信内容であっても、地上アナログ放送と結果的に同レベルのサービスが提供されることとなり、高齢者を中心とする地域住民に対して理解を得るのはさほど困難ではないとの意見があった。IP網による再送信については、制度や技術的方式以前に、高速回線が難視聴地域のような不採算地域に敷設されることがないとの印象からか、今回の訪問箇所においては、そもそも自治体側から話題に上がらない場合が多かった。CSによる再送信の可能性についても、一部の自治体からは期待が示されたが、共聴施設に関する標準的な自己負担よりかなり高額であるとの懸念も存在する。

このように、現在地上アナログテレビジョン放送の難視聴問題を有している自治体の間においても、地上デジタルテレビジョンの視聴確保に関する取り組みや考え方はまちまちである。

これらは、自治体の地理的特徴や財政状況によるものではなく、自治体の情報化担当者の発意等による影響が大きいものと考えられた。難視聴解消は、本来的には、放送事業者の役割であり、放送事業者の対応に限界があれば、国等により放送事業者に支援が講じられるべきであるという立場も妥当であるが、小規模の市町村役場において、情報通信全体についての技術動向、ビジネスの動向、政策動向に詳しい担当職員がいる場合、その担当職員のイニシアティブにより自治体全体としてのデジタルデバインド対策が行われ、既に難視聴対策の目途を得ている例も注目値する。

以上のような訪問結果を踏まえ、今回の調査における最終の訪問先として、鹿児島県十島村平島地区を選定した。同地区は、鹿児島市より村営フェリーにより十数時間を要する地点にあり、住民は40世帯ほどである。このため、一種の限界的な環境として、難視聴解消のための手段に大きな制約があることに加え、県域放送に対するニーズがどのようなものであるか、特に調査の意義があることによる。そのため、住民へのインタビューをほぼ全戸を対象に行うこととした。インタビュー結果についても、特に詳細を記す。

⑭鹿児島県十島村平島地区

2008年3月に、平島地区を訪問し、村議会議長、平島自治会長、そのほか同地区20世帯程に対し、インタビューを行った。

(平島地区の経済、社会環境)

平島内の集落はすべて一カ所に集中し、全37世帯すべて互いに徒歩圏内である。このため島内放送が高齢者には生活の基盤となっている。約半数強が高齢者のみの世帯である。

少子化も進み、島内の今年度の児童・生徒総数は11名、教員数は教諭・講師等で計7名であるが、児童・生徒は教員の師弟と山海留学がほとんどであり、島民の師弟はわずか2名である。その2名は既に小学校高学年となっており、廃校の可能性も指摘されている。現在、小学校入学前世代が島内におらず、この世代があと数年で、高校進学等で島を離れ、鹿児島市内に移ることになると、島内から未成年がゼロになってしまう可能性も高い。

直近の国勢調査に基づいた産業別人口によれば、就業者数45名中、第一次産業9名、第二次産業14名、第三次産業22名である。現在でも人数は減少しているものの、比率はほぼ同様かと思われる。第一次産業は漁業と酪農（耕種農業は自給的なもののみ）、第二次産業は食品加工、第三次産業は建設業が主な業種である。漁業にしても、完全な専業従事世帯はなく、1世帯内で第一次から三次まで複合的に従事している。また、漁業で所得の半分以上を得ている世帯は2軒のみとのことであった。建設業は地場の建設業者に勤務しているが、いわゆる常勤雇用ではなく、作業に応じて賃金が支払われる形で雇用されている人が大多数であり、仕事がない時期には漁業などを行っている。

十島村では各島に住民が組織する荷役組合があり、フェリーが到着すると荷物の積み卸しを行う。平島以外では作業ごとに賃金が支払われ、月に4～5万円程度になるそうであるが、平島ではほとんどの作業がボランティアであり、島民の作業に対する報酬は自治会に支払われ、特定の作業（錨作業）のみに対して、年間4～5万円程度、作業従事者に支払われる形式になっている。このようにして集められた自治会費は、共聴施設の設置費等、島民が共同で利用するインフラの整備等に支出されるが、近年では高齢化に伴いストックが減少してきているという。フェリーが到着する度に、10名程度が荷役業務に参加する。20～40代の労働力は少なく、現在のところ中心的な担い手にならざるをえない50代後半がリタイアしていけば、高齢化の進展に伴い現状の体制を維持できるかについても、大きな問題となっている。ちなみに、フェリーは天候状況だけではなく、エンジン故障等によっても、遅延することが多い。このように不安定なフェリーの運航状況に荷役組合の活動も対応せざるを得ない。また、鹿児島市内から平島に戻る際に、天候によっては、平島を抜港し、次の島で降りなければならないようなこともあり、その際には交通費の追加分と現地民宿での上り便が到着するまでの数日間分の宿泊費も自己負担しなければならないこともしばしばあるという。こういった支出も島民にとって大きな負担であるという。

（調査概要）

発電システムの変更により、島民の多くが作業に従事しており、また、小中学校教員の異動も重なり、引っ越し作業においても、島民がボランティアにて参加していたため、不在世帯が非常に多い時期であった。幸い、異動のため転出する平島小中学校の教員の送別会があり、ほぼ全島民が参加するため、そちらに同席し、広く意見を聞くことができた。また、異動教員の引っ越しのための荷造り作業を手伝いながら話を聞くといったことも行い、路上での聞き取り調査も併用しつつ、幅広く多くの島民の意見を徴収するよう努めた。直接、自宅にてヒアリングを行っただけでは不十分なため、不正確ながら、過半数程度以上の住民の意向を聞き取ることができ、高齢者を除くとほぼ全世帯の意見を考慮することができた。

まず、役場として、中之島を中継局とし、奄美諸島に位置する名瀬局から十島村へ電波を発信する意向に変化はなく、この方法によって平島を含め、全島にて地上デジタル放送が受信できるはずであるとの認識であった。また、中之島・悪石島・宝島に陸揚げされている光ファイバーを利用し、遠隔医療やe-ラーニングシステムも実施可能なブロードバンド計画を進めていきたいという村としての要望にも変化がなかった。

次に住民へのヒアリングでは、多くの住民が中之島から直接平島へ地デジの電波が伝送されると認識しており、中之島を経て名瀬局からとは知らなかったとの声があった。情報が錯綜している模様であり、仮に地デジが受信できない可能性や、その場合の代替的手段についても、検討する以前の段階であった。このため、デジタル波が受信できなかった場合の具体的対応については、中継局が完成し、受信の可否が確定した後に検討せざるを得ないのが現状である。

共聴施設の負担についても、そもそもデジタル化は国が始めた事業だけに、国がきちんと受信できる体制を整えて欲しく、施設の負担も現状のアナログ波以上の負担（月に100円）は認められないとの意見が多かった。なお、平島にテレビ共聴施設が設置されたのは、平成11（1999）年であるが、これ以前にはNHKと民放1社のみの画像しか受信できず、画質も現在よりもさらに悪いものであったという。

セーフティネットについては、どの伝送手段であっても、再送信する場合、ローカル局のコンテンツも必ず再送信されることを希望し、漁民にとっては地域の天気情報は不可欠であるため、必須条件であるとのことであった。後述するように、漁業だけでなく、フェリーの運行状況についての情報も島民の生活の基盤となっており、地域向けのコンテンツが非常に重要であるとの意見が強い。また、物流であれば、離島の条件の悪さを克服しようとしても限界があるのは納得がいくが、放送やネットといった情報通信分野については、インフラの整備によって大都市と同等の条件を揃えることは可能であり、その程度であれば、県なり国なりがそれなりの支援をしてくれても良いのではないかとの意見があった。

現在の地上アナログ波放送の共聴施設は、NHKと地元とで負担を折半したものであり、平成11年に設置された。NHK-BSも全世帯が受信しているが、NHK-BSを含め、画質は悪く、天候によってはNHKがまったく見られないそうである。実際、調査滞在中も雷雨になるとかなり画質が荒れ、見にくいものであった。そして黄砂の影響も強く、3月初旬頃はまったく何も見えない時もあるという。しかし、個人でBSアンテナを設置している世帯もあり、こちらの画質は非常に良いものであり、都市圏と変わらない。それにもかかわらず、個人でアンテナを設置している世帯はごく少数であり、理由として、高齢者を中心に現状の画質に満足はしていないものの、コストを負担してまで高画質を希望する意向が強くないこと、もともと情報が少ないため、高画質や多チャンネルについてそもそも知らないことが挙げられる。そして、NHK受信料の支払率は100%であり、放送についてこの負担だけで限界という高齢者世帯の意見もあった。

70代以上を中心とした高齢者世帯では、2011年のアナログ波停止のこと自体をほぼ知らないとの回答であり、加えて現状のコンテンツをできる限り安く見たいとの意向が主であった。テレビが唯一の娯楽であり、価格が安ければCS放送を受信したいと考えるかもしれないが、現状のコストは高いと認識しているようである。加えて、リモコン操作についても、難しいとの意見もあり、BSであれ、CSであれ、高齢者向けに操作の簡単なものが必要となるであろう。

40代を世帯主とする若い層の家庭では、アナログ波停止については認知しているものの、平島でもテレビの買い換え、もしくは5,000円程度のチューナーの購入のみで地上デジタル放送の受信が可能になることを想定していた。加えて、多くの世帯では共聴設備の負担についても特に認識しておらず、他の自治体では、1,000円程度の事例があることを説明したところ、高額であるとの意見が一部を除きほとんどであった。建設業と一次産業で生計を立てているような現金収入の不安定な世帯では、この負担もかなり重いものと考えられる。

また、CSアンテナを設置しスカパーを契約している世帯は3軒あり、この3軒については3,000円弱程度のパッケージに加入しており、かなり以前から加入している。小学校教員1軒と地元世帯が2軒であり、どの世帯も世帯主が40代以下、小学生の子供がおり、地元世帯も発電所勤務等のため、安定した現金収入があることが特徴である。

やはり一般的な傾向と同様に、世帯主が若く、経済的に安定しており、子供を含めた娯楽目的の世帯がCSに関心を持つようである。これら世帯においては、画質についてもそれなりに関心が高く、地上デジタル放送についてはただ見られるのではなく、

画質のクオリティを望んでいる。なお、上記3つの世帯においても、地上波放送についてはローカル局の天気情報を重視しており、セーフティネットでの再送信の場合、ローカルの天気情報の提供が必須条件であるとのことであった。

民宿を経営する世帯の中には、衛星アンテナを自ら設置し、BSの有料チャンネルも視聴している例もある。CSについては、やや価格が高いとの意見であったうえに、チャンネル数は多いが、コンテンツがやや魅力不足だとの意見があった。また、セーフティネットに関しては、島内の大勢の意見と同様に、再送信となった場合でも、鹿児島県内の民放局のコンテンツ、とくに天気情報が必須とのことであった。

また、デジタル対応受信機を持っている世帯はほとんどいなかった（民宿に15インチ程度の受信機が一台のみ）。このため、平島にデジタル波が届いたとしても、チューナーやテレビの買い換え問題が発生する。そして、HDDレコーダーを所持しているのも民宿経営の世帯のみであり、その他はVHSのビデオデッキが主流であった。

ワンセグ放送については、視聴を期待しているとの意見が、40代以下を中心にあった。

インターネット接続環境については、衛星と他島からのマイクロエーブと思われる回線をバックボーンとした島内の無線LANシステムが普及しており、ネット接続をしているすべての世帯がこのシステムからネットにアクセスしている。速度を計測したところ、211K/SEC程度であり、かなり快適にアクセスできる。これは、今年度までは離島向けの補助事業であり、無料であったが、来年度以降は負担金が発生するため、これも地域の問題となっている。月々の維持費用が約10万円であり、学校、行政施設（コミュニティセンター）、診療所、そして住民とで負担していく予定で、加入予定の約20軒で各世帯の負担が月に5,000円程度となるが、これについては、概ね「もう少々安くなって欲しいが、やむを得ない」との意見であった。また「ダイアルアップではもう耐えられない」との意見もあった。Iターンでの移住者は数万円程度でも負担する意思があるとのことであった。民宿ではネット経由での顧客も増大しているそうであり、今後は島内からの情報発信にも積極的に行っていきたいそうである。民宿は島内に全部で3軒あるが、どこも宿泊者向けの情報をネットで提供していきたいとの意向であった。eラーニングについても、無線LANシステムを活用し、平島の小中学校でも、情報教育が可能となり、教員も授業を行う準備としてインターネットを活用しているという。児童・生徒たちもパソコン操作に関してある程度の知識を持っており、インターネットに関して大変興味を持っているとのことである。ある教員からは、「離島の子は外で遊んでいるイメージを持っていたが、ビデオゲームやインターネットで遊ぶことが多く意外に感じた」との感想もあった。離島ということで情報源が制限されている中、情報にアクセスする手段として、また教育の充実を図る手段としてインターネットの普及・活用は望まれている。

これらのヒアリング調査を通しての所感は以下のとおりである。

テレビ・コンテンツへのニーズは、まずは天気情報が第一であり、次に親族が居住する鹿児島市内の情報、その次に娯楽といった印象を受けた。漁業者を中心とした地域であるため、天気予報など、ローカル情報を発信するコンテンツが不可欠である。実際、地元民放局の天気情報でも、十島村周辺海域の風速、風位、波の高さ等の情報が詳細に提供されており、これらは運航の不安定なフェリーのみしか外部への異動がない離島住民の日常生活に、必須なものとなっている。インターネットに接続している世帯では、天気情報の多く、テレビよりも詳細な情報が得られるネットを活用しているケースも多く、ネット環境が充実すれば、気象情報の入手手段としてローカル局のコンテンツを特に期待しなくなるかもしれない。

小中学校の教員や、民宿を兼業している一部の住民、若く既にCSに加入している

住民（発電関係に勤務）を除き、島民の所得水準からみて、テレビ放送受信のために負担できる金額としては、月にせいぜい1,000円から高くても2,000円程度であり、高額な料金を支払ってまで多チャンネルを求めてはいないとの印象も受けた。上記の一部住民は、収入が安定しているが、これら以外は年金生活をしている高齢者と収入が不安定な建設関係者（50代中心）がほとんどである。一部の家計を除きおそらく、現金収入は非常に少なく、奢侈的支出は非常に制限されているものと思われる。地上波デジタル放送についても、仮に電波が届いたとしても共聴施設の負担が問題となり、チューナーについても全戸即座に購入可能かといった問題も残る。

CSについては、現状では月に3,000円程度の負担は高いと感じている世帯がほとんどではあったが、番組表をみせると高い関心を示しており、コンテンツについての周知が徹底され、価格の低廉化が可能になれば、ニーズを涵養することも不可能ではないかもしれない。現状では、地デジ再送信をCSで行ったとしても、地上波のコンテンツのみで良いとする世帯がかなりに登るものと推測される。

セーフティネットに対しては、積極的な否定意見があるわけではないが、都会とは異なる伝送方法ではなく、都市と同様のシステムを希望する声が根強い。

▶ 4 今後の難視聴対策のあり方

本調査研究においては、共聴施設の設置の推進に加え、再送信について、CATVによるもの、IP網によるもの、BS放送によるもの、CS放送によるものに関して地方自治体等の意見を得た。

2008年12月1日に発表された「第9次デジタル放送推進のための行動計画（地上デジタル放送推進全国会議）」においても、「辺地共聴施設約2万施設のうち、デジタル化改修が完了している施設数（改修不要な施設を含む）は、2008年9月末時点の推計で、約3,800施設（約19%）である。」「2011年3月までに、ほぼ全施設（2万施設、140万世帯）の対応完了。＊デジタル化改修が困難な共聴施設については、2011年3月以降も引き続き整備する。」とされ、対策の途上にある。

CATVによる再送信は、地域自治体のイニシアティブにより進んでいる例もあり、また、徳島県美馬市のように、地方自治体がインフラの整備を行い、それを電気通信事業者に貸与するなどのケースにおいては、IP網による再送信も現実的な可能性を有している。「第9次デジタル放送推進のための行動計画」においても、「ケーブルテレビへの加入世帯は、2008年3月末現在、約2,194万世帯、世帯普及率は42.4%になっている。また、同月現在、ケーブルテレビによる地上デジタル放送の視聴可能世帯は、約2,120万世帯に達しており、ケーブルテレビ事業者による地上デジタル放送の普及の当面の目標を大きく上回って」いる。「2011年初頭までに、ケーブルテレビの全加入世帯（別注：最大約2,300万世帯）において視聴可能」とされ、難視聴対策における役割は大きい。

しかし、一般的には、過疎地、現地である難視聴地域における採算性を考えると、CATVやIP網による再送信が実現するには、格別の取り組みを要するものと考えられる。

IP網による再送信については、「第9次デジタル放送推進のための行動計画」においても、「なお、IP再送信については、…電気通信役務利用放送事業者がサービスの提供を開始しているが、いわゆる条件不利地域においてはサービスが開始されておらず、電気通信役務利用放送事業者から具体的な提供計画も示されていないところである。そもそもIP同時再送信は、地上デジタルテレビ放送を電波で送り届けることが困難な条件不利地域においても地上デジタルテレビ放送が視聴できるようにするために検討が行われてきたものであり、今後、IP同時再送信は都市部のみならず、条件不利地域への提供を前提とし、

電気通信役務利用放送事業者が提供エリアの拡大に取り組む。」ものとされているが、今回訪問結果においても、群馬県中之条町の例を見るように、地域住民の相当数の加入がなければ、IP再送信を可能とするインフラを難視聴地域において敷設することは困難であり、IP再送信について現時点で多くを期待することはできない。

一方で、BSによる再送信については、特に気象情報等を中心にローカルニュースの必要性に鑑みた否定的な意見も存在するものの、地元でのインフラの整備の必要がない点で、調査時点においても肯定的な評価があった。また、BS放送受信のためのアンテナ設置やチューナー購入については、地域訪問当时には予算措置等が明らかでなかったこともあるが、それら費用について不安視する声は多くはなかった。その後、総務省の平成21年度概算要求においては、放送衛星局を用いた地上デジタル放送の再送信に関する予算措置として、10億円を要求し、送信側について、公益法人（放送衛星局を用いて地上デジタル放送の再送信を行うため、委託放送事業者の認定を受けた法人）による放送衛星局を用いた地上デジタル放送の再送信（委託放送事業）に要する運営費用について、10/10の補助を行うこととし、受信側においても、民間法人等による暫定的な難視聴地域対策の対象世帯（既に衛星放送の受信可能な機器を備えている者等を除く。）に対する衛星放送受信機器（受信アンテナ等所要の受信システム機器及び工事を含む）の提供に要する費用として10/10の補助を行うこととしている。また、受信側の支援は21～22年度、送信側は26年度まで継続し、全体所要経費として約200億円を想定している。^(注7)

このような予算措置の動向を踏まえれば、難視聴地域でのBS再送信に対する評価はより高いものとなることが予想される。

BS再送信については、「第9次デジタル放送推進のための行動計画」において、「地上デジタルテレビ放送の伝送路については、今後とも、地上波中継局によることが基本である。一方、アナログ放送終了期限まで2年半という限られた期間であることも踏まえ、従来からのケーブルテレビに加え、ギャップファイラーやIP網の活用等、伝送路に関する視聴者の選択肢について可能な限り多様化・低廉化を図りつつ」、「上記のような努力を尽くしてもなお、2011年までに地上デジタル放送が送り届けられない世帯については、暫定的に緊急避難的な措置として、衛星により地上デジタルテレビ放送の番組を送り届ける（以下「衛星利用による暫定的難視聴対策」という。）こととする。」、「緊急避難的に、衛星を用いて地上デジタルテレビ放送の番組を送り届けることとし、全国地上デジタル放送推進協議会が2007年12月及び2008年5月に公表した実施案を踏まえて、関係者が協力をして2009年度内の運用開始を目指して取り組む。」としている。2007年12月の全国地上デジタル放送推進協議会による「衛星によるセーフティネットに関する検討結果について」においては、「2011年のアナログ放送終了期限において地上デジタル放送が受信できない地域に対して、NHK総合・教育、日本テレビ、フジテレビジョン、TBS、テレビ朝日及びテレビ東京が放送する番組を再送信する。なお、この措置は、地上系の放送基盤により地上デジタル放送が送り届けられるまでの間の暫定的・緊急避難的な措置として実施するものであり、終了期限を定めて実施する。」とし、「実施主体 放送分野に実績のある公益的な法人が望ましい。」、「実施期間 平成21年度（2009年度）内に開始し、運用期間は5年間を基本とする。」「使用衛星 放送衛星（BS）」、「送信画質等 画質はデジタル標準画質（SD）で送信（データ放送は無し。）」とし、2008年5月の同じく全国地上デジタル放送推進協議会による「衛星によるセーフティネットに関する追加検討結果について」においては、「セーフティネットの実施にあたっては、セーフティネット利用者の理解を十分に得て実施する必要があるが、利用料負担について、理解を得ることは極めて困難であると想定されることから、利用料負担は求めないことを基本にして調整を行う。」ものとされている。

これら実施予定について、当面のセーフティネットとして、肯定的な評価を得られるものであると考えるところであるが、ローカルニュースに対するニーズの充足という問題のほかに、再送信の期間が5年間であることに関する問題があると考えられる。特に共聴施設の改修が困難な地域においては、2011年以降においても、人口の減少や高齢化により、共聴施設の改修維持がますます困難になるものと考えられる。また、2011年以降5年間の間に地上放送事業者による受信環境の整備は漸次進むとしても、地方自治体の取り組みが2011年以降により活発になるものとは考えにくく、BS再送信によるセーフティネットへの満足のゆえに、むしろ地方自治体のイニシアティブが減少する可能性もある。

そのため、BSによる再送信を5年間の当初期間以降も継続してほしいとの要望がなされる可能性もあり、このことについて、事前の検討を行う必要があるであろう。

仮に、BSによる再送信を継続する場合において、検討すべき事項は以下の2点であろうと考えられる。

ア 周波数の利用の可否

イ 送信側の費用の確保（主に衛星利用料金）

まず、アの点については、BS放送用周波数は希少であるものの2011年において、新たな周波数の利用が開始されることを鑑みると、BSによる再送信に使用される予定の1トラポン分相当の周波数を緊急に一般的な放送の用途に振り替える必要性は高いとはいえない。

また、送信側の費用の確保については、年間の1トラポン分相当のトランスポンダ利用料金は10億円前後と見込まれるものの、例えば、難視聴地域を完全に解消するための経費との比較において極端に高額であるとの判断がなされるかどうか検討の必要があるであろう。

そのため、BSによる再送信の継続が適当であると将来的に判断される可能性は排除されないものとするが、一方で、CSによる再送信の可能性について最後に検討を行うこととしたい。

今回の地域調査においては、CSデジタル放送（スカパーによる124度/128度のCSデジタル放送）による再送信の可能性について、想定されるビジネスモデルとして、標準的なパック料金を視聴した上で、無償あるいは数百円程度の上乗せにより、在京キー局の放送をハイビジョンあるいは標準画質で視聴可能となる場合、ローカル局の放送を標準画質で視聴可能となる場合について、インタビューを実施したものである。

この論点において、主な回答は、現在の標準的なパック料金である3,000円程度について、支払いに抵抗があるとのものであった。難視聴地域の住民のニーズとして有料多チャンネル放送に対するニーズがさほど高いものではない現状では、CSデジタル放送側が、地域限定等で視聴チャンネル数をより絞ったパックを提示するなどの取り組みを行う必要がある。また、周波数事情が許せば、在京キー局の放送ではなく、ローカル局の放送を再送信することにより、住民のニーズを画期的に充足する可能性がある。例えば、現在既に開始されているハイビジョンサービスにおいて利用されているH.264等の技術を用いれば、周波数事情やトランスポンダの費用については、BSに比べ優位性を有する。但し、将来的に地上テレビジョン放送の再送信を含めたオールインワンのサービスがCSデジタル放送において実現するかどうかを含めたビジネスモデルの検討については、引き続き行われる必要がある。

具体的な検討事項としては、第一に地上デジタルテレビジョン放送の再送信サービスを単体で提供するのか、あるいは有料放送のパッケージ契約を条件とした付帯サービスとするのかという点、第二にサービスの対価、第三に画質、データ放送等に関する提供条件、第四に在京キー局の番組の提供とするのか、ローカル局の放送の提供とするのか、あるいは区域外の局の放送の再送信を希望する視聴者にどう対応するのかという点が挙げられるが、これらについてCSデジタル放送を行う事業者の側から明確な提案がなされた経緯はない。

また、CATV以外による再送信については、放送法第6条の規定^(注8)により、地上放送テレビジョン事業者の同意を必要とする。このことに関して、難視聴地域の視聴者のニ－

ズを踏まえ、放送事業者間の協議により適切に判断されることが本来望ましく、有線テレビジョン放送法第13条^(注9)に定めているような義務的な再送信の規定、あるいは再送信同意に関する事業者間の協議が不調の場合の総務大臣の裁定手続きの規定に類似するような放送法の改正が必要かどうかは今後の課題であると考えられる。

特に、CSデジタル放送による再送信に関しては、有料放送の提供というビジネスモデルにおいて競合するCATVとの競争条件の均衡にも論点が及ぶが、いずれにしても、CSデジタル放送を行う事業者の側からの提案を待つべきものと考えられる。

●注 記

- 1 電波法第71条の2では、第1号において、アナログテレビ放送による周波数の使用を10年以内に停止することを規定し、同条の規定を踏まえ、周波数割当計画及び放送用周波数使用計画（チャンネルプラン）において、全てのアナログテレビジョンに使用する周波数の使用期限を平成23年（2011年）7月24日（当該計画変更の最初の公示の日（平成13年7月25日）から起算して10年目の日）と規定している。
- 2 平成19年3月23日付けで、大分県の有線テレビジョン放送事業者4社（大分ケーブルテレコム株式会社、シーティービーメディア株式会社、株式会社ケーブルテレビ佐伯及び大分ケーブルネットワーク株式会社）のそれぞれから、福岡県の放送事業者4社（アール・ケー・ビー毎日放送株式会社、九州朝日放送株式会社、株式会社テレビ西日本及び株式会社福岡放送）のデジタルテレビジョン放送の再送信に関して、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項に基づき、総務大臣の裁定の申請がなされた。総務大臣は、同年5月24日付けで、当該裁定について情報通信審議会に諮問を行ったところ、8月9日付けで、全ての裁定申請について、申請に係る放送事業者各社は、そのデジタルテレビジョン放送を申請者が再送信することに同意しなければならない旨裁定することが適当である旨の答申がなされ、同月17日に有線テレビジョン放送法第13条第5項に基づき裁定が行われた。
- 3 下記 URL 参照。
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/tiiki_kosin.pdf
- 4 下記 URL 参照。
http://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_project/index.html
- 5 多チャンネルの放送の信号を一括してより広帯域な FM 信号に変換し伝送する伝送方式。
- 6 参考として、宇都宮市のホームページ掲載の記事を抜粋する。
http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/koho/kochojigyo/machizukurikondankai/machikon_17/001418.html
（東京電力㈱ 回答要旨）
平成15年12月より東京等大都市圏の一部で地上デジタル放送が開始され、（中略）(1)東京電力㈱では、今年12月に100Wのフルパワーになった段階で各テレビ共同受信施設エリア内の受信状態と受信電界等の調査を実施し、送電線の影響の有無を確認する。(2)調査の結果、送電線の影響がない場合には、2011年のアナログ放送終了後にテレビ共同受信施設を撤去する。また、送電線の影響で地上デジタル放送を受信できない場合は東京電力㈱で現在の施設を改修するか、個別の対策等で受信できるように改善する。以上の2点が基本的な考え方であり、方法は未定であるが今年（筆者注：平成18年）の4月頃から各テレビ共同受信施設内の自治会長等へ基本的な考え方の説明を考えている。
- 7 下記 URL 参照。
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/joho_bukai/080829_1.html
- 8 「放送事業者は、他の放送事業者（受託放送事業者を除く。）又は電気通信役務利用放送事業者（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下同じ。）の同意を得なければ、その放送（委託して行わせるものを含む。）又は電気通信役務利用放送（同条第一項に規定する電気通信役務利用放送をいう。以下同じ。）を受信し、これらを再放送してはならない。」
- 9 「有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者は、第三条第一項の許可に係る施設を設置する区域の全部又は一部が、テレビジョン放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。）の受信の障害が相当範囲にわたり発生し、又は発生するおそれがあるものとして総務大臣が指定した区域内にあるときは、その指定した区域においては、当該施設を設置する区域の属する都道府県の区域内にテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送（テレビジョン放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影象又は信号を送る放送であって、テレビジョン放送に該当しないものをいう。以下同じ。）を行う放送局（放送法第二条第三号に規定する放送局をいう。）を開設しているすべての放送事業者（放送法第二条第三号の二に規定する放送事業者をいう。以下同じ。）のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。」
「有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者（放送法第二条第三号の四に規定する受託放送事業者を除く。以下この条において同じ。）又は電気通信役務利用放送事業者（電気通信役務利用放送法第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下この条において同じ。）の同意を得なければ、そのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送（委託して行わせるもの及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するものを
含む。以下この条において同じ。）又は電気通信役務利用放送を受信し、これらを再送信してはならない。た
だし、前項の規定により有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者がテレビジョン放送
又はテレビジョン多重放送を再送信するときは、この限りでない。」

「有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送事業者となろうとする者を含む。）は、放送事業者
又は電気通信役務利用放送事業者に対し、前項本文の同意（以下単に「同意」という。）につき協議を求めたが、
その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。」

「総務大臣は、前項の規定による裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る放送事業者又は電気
通信役務利用放送事業者に通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。」

「総務大臣は、前項の放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者がそのテレビジョン放送若しくはテレビ
ジョン多重放送又は電気通信役務利用放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を
除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。」

● 参考文献

- ①「第9次デジタル放送推進のための行動計画」、地上デジタル放送推進全国会議、2008年12月1日
- ②「衛星によるセーフティネットに関する検討結果について」、全国地上デジタル放送推進協議会、2007年12月
- ③「衛星によるセーフティネットに関する追加検討結果について」、全国地上デジタル放送推進協議会、2008年5月
- ④むかわ町ウェブサイト <http://www10.plala.or.jp/mukawa/>
- ⑤平取町オフィシャルホームページ <http://www2.town.biratori.hokkaido.jp/biratori/>
- ⑥群馬県・高山村公式ページ <http://www.vill.takayama.gunma.jp/>
- ⑦中之条町公式サイト <http://www.town.nakanojo.gunma.jp/>
- ⑧東吾妻村ホームページ
<http://www1.town.higashiagatsuma.gunma.jp/www/toppage/000000000000/APM03000.html>
- ⑨備前市ホームページ <http://www.city.bizen.okayama.jp/index.jsp>
- ⑩高梁市ホームページによるこそ <http://www.city.takahashi.okayama.jp/>
- ⑪久万高原町公式サイト <http://www.town.kumakogen.ehime.jp/>
- ⑫美馬市ホームページ <http://www.city.mim.lg.jp/>
- ⑬九重町ホームページ <http://www.town.kokonoe.oita.jp/>
- ⑭童話の里 玖珠町のホームページによるこそ！ <http://www.town.kusu.oita.jp/>
- ⑮三島村〔硫黄島、黒島、竹島〕 <http://www.mishimamura.jp/>
- ⑯鹿児島県十島村－ここは刻を忘れさせる島－ <http://www13.synapse.ne.jp/tokara/>

● 謝 辞

訪問調査の受け入れを頂いた北海道むかわ町、北海道平取町、群馬県高山村、群馬県中之条町、群馬県東吾妻村、
岡山県備前市、岡山県高梁市、愛媛県久万高原町、徳島県美馬市、大分県九重町、大分県玖珠町、鹿児島県、三島村、
鹿児島県十島村の関係者に感謝申し上げます。

あわせて、訪問調査の実施に助力頂いた早稲田大学の江良亮氏、清水政行氏に感謝申し上げます。

また、今回の調査研究について、元毎日放送社長の故高橋信三氏のご遺志により、放送文化の振興に寄与する
ことを目的に設立された高橋信三記念放送文化振興基金より援助を頂いたことについて報告致すとともに、あつ
く御礼を申し上げます。

最後に、本調査研究グループに日頃のご指導を頂いた早稲田大学大学院国際情報通信研究科の富永英義教授に
御礼を申し上げます。

- (箴島 専 早稲田大学大学院国際情報通信研究科客員准教授)
(佐々木学 早稲田大学国際情報通信研究センター客員研究員)
(松村宗臣 早稲田大学国際情報通信研究センター客員研究員)
(竹村敏彦 早稲田大学国際情報通信研究センター客員研究員)
(森脇祥太 早稲田大学国際情報通信研究センター客員研究員)